

小規模企業のみなさまに



■「相談指導」

■「各種制度」

融資 設備貸与 信用保証 共済

平成22年5月

愛知県

融 資

■ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資＝経）

－ 小規模企業の方が無担保・無保証人で経営改善のための資金を必要とするとき－

貸付対象	従業員20人（商業・サービス業は5人） 以下の小規模企業者等	貸付期間	設備資金10年以内 運転資金7年以内
資金使途	設備資金・運転資金	利 率	年 1.85%
限 度 額	1,500万円	融 資 機 関	日本政策金融公庫

（注）利率については平成22年5月19日現在

問い合わせ：愛知県商工会連合会 ☎（052）220-5780
各商工会・商工会議所〔中小企業相談所〕

■ 各種融資制度

－ 経営安定や設備投資のための資金を必要とするとき－

制 度		利 率	融 資 期 間	限 度 額
商工業 振興資金	通 常	年 1.6%～年 1.8%	設備・運転3年～7年	5,000万円
	小 規 模 企 業	年 1.4%～年 1.6%	設備・運転3年～7年	1,250万円 （申込額を含め保証付き融資残高が 1,250万円以内であること）
経営強化 資 金	短 期	金融機関所定	運転1年	3,000万円 （協同組合等5,000万円）
	中 期	年 1.7%～年 1.8%	設備・運転3年～5年	8,000万円
	長 期	年 1.9%～年 2.0%	設備7年～10年、運転7年	1億円
経済環境 適応資金	セーフティネット	年 1.4%～年 1.7%	設備・運転3年～10年	1億2,000万円
	経 営 安 定	年 1.5%～年 1.7%	運転3年～7年 （一部については設備也可）	8,000万円
	経 済 対 策 特 別	年 1.5%～年 1.8%	設備3年～10年、運転3年～7年	1億円
	企 業 活 性 化	年 1.5%～年 1.9%	設備5年～10年、運転1年～7年 （輸出品の製造・加工・集荷又は部品等の輸入を 行うための運転資金については1年）	1億5,000万円 （輸出品の製造・加工・集荷又は製品等 の輸入を行うための運転資金について は1,500万円）
	環 境 問 題 対 応	年 1.7%～年 1.9%	設備5年～10年、運転5年～7年 （一部については設備のみ）	1億5,000万円
	観 光 振 興	年 1.6%～年 1.9%	設備5年～10年、運転3年～7年	2億円
	企 業 立 地 促 進	年 1.6%～年 1.9%	設備3年～10年、運転3年～7年	10億円
	商店街等魅力アップ	年 1.6%～年 1.8%	設備5年～10年、運転5年～7年	1億円
	総 合 防 災 対 策	年 1.7%～年 1.8%	設備5年～7年、運転5年	3,000万円
	雇 用 確 保 支 援	年 1.7%～年 1.9%	設備5年～10年、運転5年～7年	1億円
	創 業 等 支 援	年 1.7%～年 1.8%	設備・運転5年～7年	2,500万円 （個人が新たに開業する場合で、1,000 万円を超過する金額については自己資 金と同額が限度。会社が新たに開業する 場合は、1,500万円が限度）
中小企業再生支援	年 1.9%～年 2.0%	設備・運転10年	1億円	
中小企業組織強化資金	商工中金所定	運転1年	3億円	
※ 環 境 対 策 資 金	年 1.6% （別途利子補給あり） （注）CO2排出量削減対 策は利子補給の対象外、別 途信用保証料補助制度の 対象	7年	工場移転 7,000万円 公害防除施設及び 地球温暖化対策施設 5,000万円 低公害車等購入 3,000万円 （組合6,000万円） （対象経費の90%以内）	

（注）利率については平成22年4月1日現在

問い合わせ：愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎（052）954-6333
※印は愛知県環境部環境政策課 ☎（052）954-6209

■設備資金貸付制度

－設備を導入するために無利子の資金を必要とするとき－

対象企業	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者等
限度額	設備費の50%以内で、50万円～4,000万円 （ただし、創業後1年未満の企業については25万円～4,000万円）※特例措置による一部例外あり
償還期間	7年以内（公害防止設備は12年以内） 1年以内の据置後、半年賦又は月賦払
利子	無利子

問い合わせ：（財）あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ〈愛知県産業労働センター内〉
☎（052）715-3067
愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎（052）954-6334

□設備貸与

－機械設備の貸与を受けたいとき－

※割賦契約の場合、償還後機械設備の所有権が得られます。

割 賦 制 度	対象企業	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者等
	限度額	100万円～6,000万円 （ただし、創業後1年未満の企業については50万円～3,000万円）
	償還期間	7年以内（公害防止設備は12年以内） 1年以内の据置後、半年賦又は月賦払
	利率	年2.50%
リ ー ス 制 度	対象企業	従業員20人（商業・サービス業は5人）以下の小規模企業者等
	限度額	100万円～6,000万円 （ただし、創業後1年未満の企業については50万円～3,000万円）
	リース期間及び 月額リース料率	3年（2.988%）～7年（1.390%）

問い合わせ：（財）あいち産業振興機構 経営支援部 設備投資支援グループ〈愛知県産業労働センター内〉
☎（052）715-3067
愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎（052）954-6334

□信用保証

－資金借入れのために信用保証を必要とするとき－

対象者	中小企業者・協同組合等
保証限度額	会社・個人 2億8,000万円 組合 4億8,000万円
信用保証料	年0.45%～年1.90%（詳しくは保証協会へお問い合わせください）

問い合わせ：愛知県信用保証協会 名古屋市中村区椿町7-9 フリーダイヤル（0120）454-754
西三河支店 岡崎市久後崎町字宮前17 ☎（0564）55-5500
東三河支店 豊橋市大橋通2-125 ☎（0532）57-5611
愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎（052）954-6334

□ 共 済

■ 小規模企業共済制度

－事業主のみなさまに退職金をお支払いします－

加入資格	・常時使用する従業員の数が20人（商業・サービス業は5人）以下の個人事業主と会社役員 ・一定規模以下の企業組合、協業組合及び農事組合法人の役員、工業法人の社員
掛 金	毎月の掛金は1,000円から70,000円まで（500円単位・加入後の増減額可能）
共 済 金 支 払 い 事 由	共 済 金 A：事業の廃止（個人事業主の死亡を含む）、会社等の解散 共 済 金 B：会社等役員の疾病・死亡等による退任、 老齢給付（65才以上で15年以上掛金を納付した方） 準 共 済 金：配偶者や子に事業の全部を譲渡、会社等役員の任意または任期満了による退職 解約手当金：任意解約、12か月以上の掛金の滞納
制度の特色	・掛金は全額所得控除 ・共済金は退職所得扱い又は公的年金等の雑所得扱い、一括受取り又は分割受取り（併用可）

問い合わせ：愛知県商工会連合会 ☎ (052) 220-5780
各商工会・商工会議所〔中小企業相談所〕
愛知県中小企業団体中央会 業務部 ☎ (052) 229-0044
独立行政法人中小企業基盤整備機構 ☎ (050) 5541-7171

■ 中小企業倒産防止共済制度（経営セーフティ共済）

－中小企業の連鎖倒産を未然に防ぐため、毎月積み立て、加入後6か月以上を経過後、万一取引先事業者が倒産し、売掛金債権等について回収困難となった場合に、共済金貸付けが受けられます－

加入資格	1年以上事業を行っている中小企業者
掛 金	毎月の掛金は5,000円から80,000円まで（5,000円単位・加入後の増減額可能）
制度の特色	・貸付額は掛金総額の10倍の範囲内（最高3,200万円）で回収困難な売掛金債権等の額以内 ・掛金の税法上の扱い：法人は損金、個人は必要経費 ・無担保・無保証人・無利子 （ただし、貸付を受けた共済金額の10分の1に相当する額は、掛金総額から控除されます）

問い合わせ：愛知県商工会連合会 ☎ (052) 220-5780
各商工会・商工会議所〔中小企業相談所〕
愛知県中小企業団体中央会 業務部 ☎ (052) 229-0044
独立行政法人中小企業基盤整備機構 ☎ (050) 5541-7171

□ 経営安定特別相談

倒産のおそれのある中小企業から事前に相談を受け、経営的に見込みのある企業については再建策を講じ、また、倒産防止が困難とみられる企業については円滑な整理を図るため、主要商工会議所及び商工会連合会に「経営安定特別相談室」が設けられています。

相談は、商工調停士を始め、弁護士、公認会計士、税理士、中小企業診断士等が応じています。

相談室は、どちらを利用していただいてもかまいません。開設時間は相談室によって異なるので直接お問い合わせください。

経営安定特別相談室

設 置 場 所	問 い 合 わ せ 先
名古屋商工会議所	(052) 223-5752
瀬戸商工会議所	(0561) 82-3123
一宮商工会議所	(0586) 72-4611
蒲郡商工会議所	(0533) 68-7171
岡崎商工会議所	(0564) 53-6193
半田商工会議所	(0569) 21-0311
常滑商工会議所	(0569) 34-3200
春日井商工会議所	(0568) 81-4141
豊田商工会議所	(0565) 32-4567
愛知県商工会連合会	(052) 220-5780

□中小企業応援センター

中小企業応援センターでは、小規模事業者をはじめとする中小企業の（１）新事業展開、（２）創業、事業再生及び再チャレンジ、（３）事業承継、（４）ものづくり支援、（５）新たな経営手法への取組みといった高度・専門的な課題に対応するため、実務経験豊かなコーディネーターを配置し、無料で専門家派遣や窓口相談等の支援をします。

◇あいち中小企業応援センター

構成法人	問い合わせ先
(財)あいち産業振興機構	(052) 715-3072
名古屋商工会議所	(052) 223-5744
愛知県商工会連合会	(052) 203-8122
愛知県中小企業団体中央会	(052) 229-0044

◇愛知5しんきん中小企業応援センター

構成法人	問い合わせ先
碧海信用金庫	(0566) 77-8118
蒲郡信用金庫	(0533) 69-6351
瀬戸信用金庫	(0561) 86-0216
豊川信用金庫	(0533) 89-2679
尾西信用金庫	(0586) 45-1154

県内の商工会議所・商工会の連絡先

商工会議所名	電話	商工会議所名	電話	商工会議所名	電話
名古屋商工会議所	(052)223-5756	津島商工会議所	(0567)28-2800	安城商工会議所	(0566)76-5175
一宮商工会議所	(0586)72-4611	半田商工会議所	(0569)21-0311	西尾商工会議所	(0563)56-5151
瀬戸商工会議所	(0561)82-3123	常滑商工会議所	(0569)34-3200	豊田商工会議所	(0565)32-4567
春日井商工会議所	(0568)81-4141	東海商工会議所	(0562)33-2811	豊橋商工会議所	(0532)53-7211
犬山商工会議所	(0568)62-5233	大府商工会議所	(0562)47-5000	豊川商工会議所	(0533)86-9984
江南商工会議所	(0587)55-6245	岡崎商工会議所	(0564)53-6500	蒲郡商工会議所	(0533)68-7171
小牧商工会議所	(0568)72-1111	碧南商工会議所	(0566)41-1100		
稲沢商工会議所	(0587)21-0502	刈谷商工会議所	(0566)21-0370		

商工会名	電話	商工会名	電話	商工会名	電話
守山商工会	(052)791-2500	大治町商工会	(052)442-4511	みよし商工会	(0561)34-1234
鳴海商工会	(052)896-3331	蟹江町商工会	(0567)95-1809	藤岡商工会	(0565)76-2612
有松商工会	(052)621-0178	飛島村商工会	(0567)52-1002	小原商工会	(0565)65-2540
尾西商工会	(0586)62-9111	弥富市商工会	(0567)65-3100	足助商工会	(0565)62-0480
尾張旭市商工会	(0561)53-7111	愛西市商工会	(0567)24-6122	下山商工会	(0565)90-2602
岩倉市商工会	(0587)66-3400	知多市商工会	(0562)55-0700	旭商工会	(0565)68-2620
豊明市商工会	(0562)93-6666	阿久比町商工会	(0569)48-7085	稲武商工会	(0565)82-2640
東郷町商工会	(0561)38-0821	東浦町商工会	(0562)83-6123	新城市商工会	(0536)22-1778
日進市商工会	(0561)73-8000	内海商工会	(0569)62-0403	設楽町商工会	(0536)62-0004
長久手町商工会	(0561)62-7111	豊浜商工会	(0569)65-0004	東栄町商工会	(0536)76-0530
豊山町商工会	(0568)28-3800	師崎商工会	(0569)63-0349	津具商工会	(0536)83-2114
北名古屋市長工会	(0568)25-0001	美浜町商工会	(0569)82-3951	豊根村商工会	(0536)85-1033
清須市長工会	(052)400-3008	武豊町商工会	(0569)73-1100	鳳来商工会	(0536)32-0172
大口町商工会	(0587)95-2557	岡崎市六ツ美商工会	(0564)43-2502	作手商工会	(0536)37-2057
扶桑町商工会	(0587)93-5111	知立市長工会	(0566)81-0904	音羽商工会	(0533)88-2881
祖父江町商工会	(0587)97-5800	高浜市長工会	(0566)53-1827	一宮商工会	(0533)93-2088
平和町商工会	(0567)46-0031	一色町商工会	(0563)72-8276	小坂井町商工会	(0533)78-3333
木曾川商工会	(0586)87-3618	吉良町商工会	(0563)32-1141	御津町商工会	(0533)76-3737
七宝町商工会	(052)441-5311	幡豆町商工会	(0563)62-3105	田原市長工会	(0531)22-6666
美和町商工会	(052)441-0201	幸田町商工会	(0564)62-0120	渥美商工会	(0531)33-0441
甚目寺町商工会	(052)442-8831	岡崎市ぬかた商工会	(0564)82-3077		

お気軽にご利用ください

経営について相談したいとき

金融・税務・労務・経理・記帳などの指導・あっせん
愛知県商工会連合会 ☎(052) 220-5780
ホームページ <http://www.aichiskr.or.jp/>
各商工会・商工会議所〔中小企業相談所〕

創業について相談したいとき

・創業準備スペース及び交流、情報提供スペースの提供
・創業支援についての専門家による相談
(財)あいち産業振興機構 創業プラザあいち
(新事業支援部 創業・基盤技術グループ)
☎(052) 715-3075 (愛知県産業労働センター14階)
ホームページ <http://www.aibsc.jp/>

専門家による相談・助言を受けたいとき

・窓口相談(法律)
・専門家派遣(有料)
(財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ
☎(052) 715-3070 (愛知県産業労働センター14階)
ホームページ <http://www.aibsc.jp/>
電子メール info-advice@aibsc.jp

経営の合理化・体質改善を図りたいとき

工場・商店・組合などの企業経営アドバイス
(財)あいち産業振興機構 経営支援部 経営アドバイスグループ
☎(052) 715-3070 (愛知県産業労働センター14階)
ホームページ <http://www.aibsc.jp/>
電子メール info-advice@aibsc.jp

経営・技術情報を入手したいとき

・ネット情報誌の発行、インターネットによる情報収集・発信支援
(財)あいち産業振興機構 情報・国際ビジネス部 情報推進グループ
☎(052) 715-3064 (愛知県産業労働センター14階)
ホームページ <http://www.aibsc.jp/>
電子メール info-joho@aibsc.jp
・インターネットによる技術情報の提供
愛知県産業技術研究所 ☎(0566) 24-1841
ホームページ <http://www.aichi-inst.jp/>
電子メール info@aichi-inst.jp

組合の設立など組織化を図りたいとき

組合設立・運営の相談・指導など
愛知県産業労働部中小企業金融課 ☎(052) 954-6332
愛知県中小企業団体中央会 ☎(052) 229-0044
愛知県商店街振興組合連合会 ☎(052) 563-0550

下請取引について相談したいとき

・受発注の紹介・あっせん
(財)あいち産業振興機構 経営支援部 取引振興グループ
☎(052) 715-3068 (愛知県産業労働センター14階)
電子メール info-torihiki@aibsc.jp
・苦情・紛争の相談など
(財)あいち産業振興機構 経営支援部 下請かけこみ寺
☎(052) 715-3069 (愛知県産業労働センター14階)

試験研究機関に技術相談をしたいとき

工業一般(下記以外)・・・愛知県産業技術研究所 ☎(0566) 24-1841
窯業・・・愛知県産業技術研究所常滑窯業技術センター ☎(0569) 35-5151
愛知県産業技術研究所瀬戸窯業技術センター ☎(0561) 21-2117
食品・・・愛知県産業技術研究所食品工業技術センター ☎(052) 521-9316
繊維・・・愛知県産業技術研究所尾張繊維技術センター ☎(0586) 45-7871
愛知県産業技術研究所三河繊維技術センター ☎(0533) 59-7146